

三原台小学校いじめ防止基本方針

1. いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、本校のすべての職員は対応にあたる。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校づくり(いじめは人権侵害・犯罪行為)
- (2) いじめられた子に出来る限りの支援と絶対に守り通す姿勢(寄り添う姿勢)
- (3) いじめる子に毅然とした対応と粘り強い指導(絶対に許さない姿勢)
- (4) 信頼される学校づくり(熱心な取り組み、保護者とのコミュニケーション、地域や関係機関との連携協力)

2. 未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、温かい人間関係を育て、さまざまなストレス要因の改善を図るとともに、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努め、いじめの未然防止活動を推進する。

- (1) 互いに認め合い、尊重し合う温かい人間関係づくり
- (2) 規律正しい態度で、主体的に参加・活躍できる集団作り
- (3) 教育活動全体を通した豊かな情操と道徳心の育成
- (4) スクールカウンセラー等の活用による学校生活での悩みの解消
- (5) いじめ問題への取り組みについての定期的な評価活動と改善充実
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害、具体的いじめ問題などに関する教員研修の充実
- (7) いじめ早期発見担当部といじめ対策委員会の設置による情報収集体制、相談体制の充実と相談窓口の周知徹底。いじめ早期発見担当部は生徒指導委員会内の常設担当部とし、月に1回、定期的に各学年の情報収集と情報交換会議を開設する。
- (8) 中学校区内や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (9) 一人ひとりを大切にした授業づくり、学級づくりを進め、劣等感や疎外感などのさまざまなストレス要因の改善に努める。
- (10) 保健の授業や教育相談を通して、ストレスを発散させることを学習したり、その子の良さを生かす生活づくりに努める。

3. 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生することが多く、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける(会話、生活ノート、アンケート、個別面談等)
- (2) 子どもの行動を注視する(チェックリスト、ネットいじめ防止教室等)
- (3) 子どものいじめを疑う(いじめ対応チェックリスト等)

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当す

るか否かを判断するものとする。

- (4) 保護者と情報を共有する(連絡帳、電話、家庭訪問、懇談会、PTAの会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する(子ども会、校庭開放委員会、のびのび等)

4. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じた時にはiシステムにて詳細を入力する。状況に応じていじめ防止対策委員会を開き、詳細な事実確認を行うとともに早期に適切な対応策を立てて実行し、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめ対策委員会を開き、委員会を中心に学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実確認と対応策について、子どもと保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪させる。
- (5) 法を犯す行為に対しては早期に警察等に相談し、協力を求める。
- (6) 対応、指導後も保護者とは継続的にコミュニケーションを密にとる。
- (7) 対応、指導後も、いじめられた子どもが安心して教育を受けられる環境の確保に努める。

5. 「いじめ解消」について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が必要である。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
→いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
→被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

⇒いじめの解消が確認できたら、iシステムにて解消ボタンを押す。

6. いじめアンケート調査の実施

年に3度(7月・12月・3月)、いじめアンケート調査を実施する。あがってきた問題については、いじめ早期発見担当部が中心になって詳細に事実を確認し、早急に対応、指導を検討する。事例によっては、いじめ対策委員会を開催して対応と指導に当たる。指導後も継続的に見守り、記録を取る。

7. 特設委員会「いじめ防止対策委員会」の設置及び校内研修の実施

いじめ問題が生じたときは特設委員会「いじめ防止対策委員会」(校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・対象児童担任からなる)で指導方針を早急に話し合っ
て対応と指導に当たる。また本委員会は、いじめ防止に向けた取り組みについての定期的な点検を行うとともに工夫改善に努める。

いじめ問題に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた際は特設委員会「いじめ防止対策委員会」で直ち

に情報の共有を図る。

- (2) 本委員会が中心になって指導方針を早急に話し合って立て、速やかに関係児童から聞き取りを行うなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの事実や対応、指導については記録を取り、進級・進学や転学にあたって引き継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- (4) 必要に応じて心理や福祉の専門家、警察、弁護士、医師など外部の専門家と連携、相談、指導のもと対応する。また、関連して校内研修を実施し、指導にいかす。
- (5) いじめ問題が生じたときは教育委員会に連絡し、把握した事実や指導方針についても迅速に報告をし、相談のもと対応に当たる。

8. 重大事態への対処

いじめにより本校児童に次のような重大被害が生じた疑いがあると認めるときは教育委員会または学校による調査を行うものとする。

《重大被害の例》

- ①児童が自殺を企画した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害をこうむった場合
- ③ 精神性の疾患を発症した場合
- ④ 年間30日を目安に、また、それ以下であっても一定の長期間連続して欠席を余儀なくされている場合

ただし、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

児童生徒又は保護者からの申立ては学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

教育委員会または学校による調査

- (1) 重大事態が発生した場合には学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、事案に応じて学校が主体となって行う調査か教育委員会が主体となって行う調査かのどちらかを判断し、決定する。
- (2) 学校が主体となって調査を行う場合は「対策委員会」を設置し、当該重大事態の性質に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家を加える。
- (3) 被害児童や保護者の訴えなどをふまえ、学校主体の調査では、対処と防止に十分な結果が得られないと委員会が判断する場合には委員会が主体となって調査を行う。その場合には条例によりあらかじめ設置される委員会の附属機関を調査組織とする。
- (4) 重大事態の調査は質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものである。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、い

つ(いつごろから)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。得られた調査結果をもとに主体的に再発防止に取り組まなくてはならない。

- (5) 被害児童からの聞き取りが可能な場合は被害児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。調査による事実確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめを止める。被害児童には、事情や心情を聴取し、状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。
- (6) 被害児童の入院や死亡などで聞き取りが不可能な場合は被害児童の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に今後の調査について協議して、調査に着手する。
- (7) いじめがその要因として疑われる自殺の事態においては教育委員会または学校は、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む調査の実施を提案する。実施に際しては調査の目的、調査を行う組織、調査の内容、方法、期間、結果の取り扱いや遺族に対する説明、公表に関する方針について遺族との合意が必要である。調査を行う組織については弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者とし、調査の中立性・公平性を確保する。また、その結果の分析評価も専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- (8) 情報発信・報道対応については断片的な情報に基づく決めつけや誤解をまねくことのないように、正確で一貫した情報提供が必要である。
- (9) 重大事態においては教育委員会と学校との連携のもと、義務教育段階の児童に関して出席停止措置の活用や被害児童またはその保護者が希望する場合には就学校の指定変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。
- (10) 調査によって明らかになった事実関係や再発防止策については、被害児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明を行う。その際には関係者の個人情報に十分配慮して提供する。

9. ネット上のトラブル対応について

携帯電話・スマートフォンの普及に伴い、メール・ラインを利用したいじめ等が新たな問題として起こりつつある。携帯教室の実施、生徒指導の小中連携体制づくりの推進、ネットいじめプログラムを開催等でネット上のトラブルの未然防止に努める。

保護者に対しては啓発活動に努め、理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取り組みについても周知する。

ネット上の不適切な書き込み等については必要に応じて法務局・地方法務局の協力を求め、直ちに削除する措置をとる。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

10. 特に配慮が必要な児童等について

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・LDBTQ+や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災や能登半島地震により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

11. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 暴力的遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われるような行為を発見した時はその場でその行為を止めさせること。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの被害者や被害者の支援者に孤立感や疎外感を与えることのないように教育的配慮を行い、特別な指導計画を立てるとともに加害者に対しては警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) 傍観者への対応として、いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる、止める努力する勇気を持つように指導する。
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた観衆への対応として、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを指導すること。
- (6) 学校評価においては児童の実態や指導、対応を全職員で共有し、話し合っ目標を設定する。そして、その目標に基づく具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、その改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめ事例の有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止の取り組みや早期発見、発生した時の情報共有化への姿勢、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組みが評価されるように留意すること。